

① 政令月収の算出・区分の確認（1／3）

政令月収とは、世帯全員の総所得金額から扶養控除等の額を差引いた後の月平均額です。

$$\text{政令月収} = (\text{世帯の総所得金額} - \text{世帯の控除額}) \div 12$$

- ① 各自の総所得金額を確認
- ② 各自の総所得金額を合計して、世帯全員の総所得金額を算出
- ③ 世帯の控除額を算出
- ④ 世帯全員の総所得金額（②で計算した額）から世帯の控除額（③で計算した額）を差し引き、12で割った額が政令月収

政令月収が 123,000円以下又は158,000円以下となる総所得金額・世帯収入の目安

政令月収を年間総所得金額・年間世帯収入（各種控除前の総収入）に換算した場合の基準は以下の表のとおりです。世帯構成によってはずれが生じる可能性がありますので、目安としてご参考ください。

【総所得金額の目安】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
総所得金額	A : 1,576,000円 B : 1,996,000円	A : 1,956,000円 B : 2,376,000円	A : 2,336,000円 B : 2,756,000円	A : 2,716,000円 B : 3,136,000円

※ A：政令月収123,000円以下となる目安、B：政令月収158,000円以下となる目安

所得を収入に換算した場合



【年間世帯収入】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
世帯収入	A : 2,367,000円 B : 2,967,000円	A : 2,911,000円 B : 3,511,000円	A : 3,451,000円 B : 3,995,000円	A : 3,947,000円 B : 4,471,000円

※ A：政令月収123,000円以下となる目安、B：政令月収158,000円以下となる目安

※上記の世帯年収は、総所得金額を1人の収入に換算したものです。複数人の年収を合算した場合には、総所得金額とずれが生じる可能性がありますので、あくまでも目安としてご参考ください。

① 各自の総所得金額の確認方法

○ 紙与収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 年金収入のみの方

令和7年度 「所得証明書」や「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 複数の収入がある方

令和7年度 「所得証明書」の総所得金額

※令和7年度の所得（令和6年1月1日から令和6年12月31までの所得）が確定（紙与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/12以降）するまでは、令和6年度の所得（令和5年1月1日から令和5年12月31までの所得）を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認をする年を分けます。）

① 政令月収の算出・区分の確認（2／3）

② 世帯全員の総所得金額の算出

Aさんの総所得金額 + Bさんの総所得金額 + Cさんの総所得金額 = 世帯全員の総所得金額
円 円 円 円

③ 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 紿与所得等控除	給与所得又は公的年金等の雑所得がある人	100,000円×人 ※所得が10万円以下の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000円×人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000円×人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	100,000円×人	円
5 寡婦控除	所得がある人が寡婦※の場合 ※夫と離婚又は死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等の場合を除く。）総所得金額が500万円以下の者	270,000円×人 ※所得が27万円以下の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得がある人がひとり親※の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が48万円以下の子を有する総所得金額が500万円以下の者	350,000円×人 ※所得が35万円以下の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000円×人	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000円×人	円
合計（1から6までの控除額の合計）			世帯の控除額 B 円

④ 政令月収の算出

世帯全員の総所得金額から世帯の控除額を差し引き、
12で割った額が政令月収となります

$$\frac{\boxed{\text{世帯全員の総所得金額} \ A \ \text{円}} - \boxed{\text{世帯の控除額} \ B \ \text{円}}}{\div 12} = \boxed{\text{政令月収} \ \text{円}}$$

②で計算した金額 ③で計算した金額



結果

123,000円以下・123,001円以上158,000円以下・158,001円以上（助成対象外）

① 政令月収の算出・区分の確認（3／3）

«計算例»

世帯構成 夫 総所得金額 160万円（①所得証明書等で確認）

妻 総所得金額 80万円（①所得証明書等で確認）

子ども3人（12歳、9歳、4歳）

② 世帯全員の総所得金額 = 160万円 + 80万円 = 240万円

③ 世帯の控除額 = 10万円（給与所得等控除）× 2（夫・妻） +

38万円（同居及び扶養控除）× 4（妻・子ども）= 172万円

④ 政令月収 = (②220万円 - ③172万円) ÷ 12 = **5.7万円**